

事 務 連 絡
平成 26 年 3 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

第十六改正日本薬局方第一追補正誤表の送付について（その2）

第十六改正日本薬局方第一追補（平成 24 年厚生労働省告示第 519 号）につきまして、一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。

第十六改正日本薬局方第一追補 正誤表(その2)

1. 一般試験法

該当箇所	頁	行	正	誤
9.41 試薬・試液 1-ヘキサノール	33 右	↓ 6	0.816~0.821	1.415~1.420

2. 医薬品各条

該当箇所	頁	行	正	誤
パラオキシ安息香酸ブチル	112 右	↑ 22	また、試料溶液のパラオキシ安息香酸ブチル以外のピークの合計面積は、標準溶液のパラオキシ安息香酸ブチルのピーク面積の2倍より大きくない(1.0%)。ただし、標準溶液のパラオキシ安息香酸ブチルのピーク面積の1/5以下のピークは計算しない(0.1%)。	また、試料溶液のパラオキシ安息香酸ブチル及びパラオキシ安息香酸以外のピークの合計面積は、標準溶液のパラオキシ安息香酸ブチルのピーク面積の2倍より大きくない(1.0%)。ただし、標準溶液のパラオキシ安息香酸ブチルのピーク面積の1/5以下のピークは計算しない(0.1%)。
ヒプロメロース酢酸エステル コハク酸エステル	120 右	↑ 19	薄めたリン酸(17→200) 10 mL	薄めたリン酸(1→50) 10 mL

3. 参照スペクトル

該当箇所	頁	行	正	誤
	178	↓ 2	参照紫外可視吸収スペクトル	参照紫外可視吸収スペクトル